

大林寺霊園使用管理規則

(目的・適用)

第1条 本規則は宗教法人大林寺の設置する墓地の管理・使用が適正に行われることを目的として制定され、墓地の管理・使用は本規則の定めるところによるものとする。

(管理者)

第2条 1. 本墓地の管理者は、宗教法人浄土宗大林寺の代表役員(住職)とする。
2. 本墓地を使用する者は、本規則に従い、管理者の許可を必要とする。

(使用資格)

第3条 1. 本墓地を使用できる者は、大林寺の檀信徒に限られる。但し、他宗派・他宗教に属するものでも管理者の承認を得た場合は、本墓地を使用することができる。
2. 墓地使用者は従来からの檀信徒同様に、大林寺が主催する年間行事(春・彼岸・夏・盆せがき、秋・お十夜)各法要に自由に参加することができ、先祖供養のために、とうば回向などを申し込むことができる。

(墓地の使用)

第4条 1. 本墓地に於ける儀式及び仏教行事は、原則として浄土宗の法式によって行うものとする。
2. 本墓地は管理者の許可を受けた後、使用することができる。但し、下記の行事を仏式行事で行うことのできない者は、使用を許可しない事がある。
イ) 開眼式 ロ) 埋葬式

(墓地使用の制約)

第5条 本墓地には、死体は埋葬できない。焼骨を埋葬又は、改葬しようとするときは墓地管理者に墓地使用許可証と埋葬・改葬許可証を提示しなければならない。

(墓地使用申込)

第6条 1. 本墓地の使用許可証を受ける時は、使用申込書に署名、捺印の上、世帯全員の住民票あるいは、外国人登録済証明証を1通添えて、管理者に提出するとともに、永代使用料及び管理料を支払わなければならない。(金額は別に定める)
2. 使用許可証交付後、使用者の都合により、その使用を取り消す場合は納付した使用料は一切返されない。
3. 使用者の本籍・現住所・氏名等に変更の生じた時は、直ちに管理者に届け出をし、墓籍台帳の訂正を受ける必要がある。
4. 使用許可証を紛失、又は汚損した時は速やかに管理者に届け出て再交付を受けなければならない(再交付は手数料が必要)
5. 管理料は、事務管理及び、墓地内の清掃、環境の整備・諸施設の維持に要する費用に充てられる。なお、諸物価の著しい変動に応じて変更することがある。既納分については原則として返還しない。

(墓地使用权の承継・譲渡)

第7条 1. 本墓地使用权を承継しようとする時は、申請者との承継原因を証明する書類と戸籍謄本・住民票各1通を添え、墓地使用許可証とともに一緒に提出しなければならない。
2. 本墓地使用权の譲渡は、特殊な事情のある限りにおいて許可される。

(墓地使用権の取消し)

第8条 墓地使用者が次の各項の一に該当するときは、管理者は、なんらの催告を要せず、墓地使用者に対してその使用許可を取り消すことができる。

- イ) 管理者の許可を得ず、境内又は墓地内で、他宗教・他宗派の典礼・法要・儀式・その他の宗教行為を行ったとき。
- ロ) 使用者が3年間、管理料を納めない時。
- ハ) 使用者が2年以上、所在不明にして相続又は、承継の申し出がない時。
- ニ) 使用者が管理者に無断で、その使用権を他人に譲渡した時。
- ホ) 使用者が使用規則や、管理者の指示に従わない時。
- ヘ) 使用者が他の使用者に迷惑をかけ、本墓地の維持管理上著しく妨げを及ぼしたとき。

(イ)～(ヘ)により使用者が墓地の使用を取り消された場合は、墓地を現状に戻し、管理者に返還しなければならない。もし使用者が現状に復さない時は、管理者は使用者に通知して、その墓石を本墓地の任意に定める場所に移すことができる。これに要した費用は使用者の負担とする。

(墓地使用権の放棄)

第9条 1. 使用者が墓地使用権を放棄する場合は、先に交付した使用許可証を添えて、その旨、書面で届けなければならない。

墓石・お骨などのあるときは、使用者の責任で6ヶ月以内に移転し、現状に復さなければならない。

- 2. 前項の場合、使用権は本墓地に帰属し、既納の永代使用料及び、管理料は返還しない。又6ヶ月を経過して、なお、移転されない場合は、管理者は本墓地内で移転合祀し、跡地を現状に復することができる。

(建墓工事及び供養式)

第10条 1. 使用許可後、3ヶ月以内に巻石の工事を花崗岩にて行い、区画を明らかにしなければならない。

- 2. 巻石(盛り土)の高さは0.3m以内とする。
- 3. 墓石工事は原則として、3年以内に行うものとする。
- 4. 植樹は認めない。
- 5. 使用承諾を受けた場所の清掃・除草等の維持管理は、使用者が行う。
- 6. 本墓地内に於ける建墓工事は、大林寺指定の石材店が施工する。
- 7. 墓碑の建立完成後は、大林寺にて開眼式を行うものとする。

(不可抗力による事故)

第11条 天変地異等による損害については、一切墓地は責任を負わない。

(その他)

第12条 前各条項に定めない事項については、管理者が法律等に定めるところにより、その都度規定するものとする。

第13条 現行法規が改正された場合、本使用規則も改定されることがある。

付則 本規則の施行は平成4年(1992年)10月16日からとする。

宗教法人大林寺永代供養塔使用規程

第1条（目的）

本規程は、宗教法人大林寺（以下大林寺という）が管理・運営する永代供養塔（以下本供養塔という）の使用に伴う納骨および合祀に関する必要な事項を定め、その管理・運営が適切に行なわれることを目的とする。

第2条（永代供養塔）

大林寺が大林寺霊園内に建立した「共同合祀墓」のことで、管理者（大林寺代表役員）より使用許可を得たものが一緒に埋葬（合葬という）されるもの。管理者が、墓を承継できない人のために祭祀承継者となり、管理供養を永代にわたって行なう。

第3条（使用の種類）

1. 納骨室 遺骨を骨つばに納めたまま、本供養塔内の納骨棚上に一定期間、保管・安置するための場所。
2. 合祀（合葬）室 遺骨を骨つばから取り出して、本供養塔地下の浄らかな土の上に合祀・埋骨するための場所。

第4条（使用資格）

本供養塔を使用できるものは、大林寺の檀信徒に限られる。ただし、無宗教だとする者、他宗教・他宗派に属する者でも管理者の承諾を得た場合は本供養塔を使用することができる。

第5条（納骨・合祀および永代供養の種別）

- (イ) 納骨室で一時的に遺骨をお預かりした後、合祀（合葬）室へ納める。
 - (ロ) 1年間納骨室で安置後、合祀する。本堂御本尊前で奉告法要を修する。
 - (ハ) 永代供養塔過去帳に記載し、本堂御本尊前で奉告法要を修するとともに1年間納骨室で安置後、合祀する。
 - (ニ) ① 位牌を作成し、開眼供養後、本堂内で安置（五十年間）する。
② 永代供養塔過去帳に記載し、奉告法要を修するとともに1年間納骨室で安置後、合祀する。
1. 希望により合祀時期を早めることができる。
 2. いずれの場合も合祀後は、遺骨は返還できない。

第6条（祭祀の内容）

1. 大林寺本堂において春彼岸会および夏盆せがき会厳修の際、合同慰霊供養を行なう。
2. 本供養塔において献花（供花）供養および清掃管理を行なう。
3. 本堂および本供養塔における納骨回向等法要は、原則として浄土宗の法式によって行うものとする。

第7条（永代供養塔の使用料）

1. 別途定める。
2. 本供養塔使用許可後、使用者の都合により、その使用を取り消す場合は、納付した使用料等は、一切返されない。

第8条（使用申込み）

1. 申込みは、生前予約、遺骨受け入れのいずれも可とする。
2. 使用者は所定の申込書に必要書類を添え、別に定める使用料等を納入し、使用許可を受けな

ればならない。

第9条（使用権の取消し）

使用者が次の各項に該当するときは、管理者は使用権の取消しを命ずることができる。

1. 管理者の許可を得ず境内地および本供養塔付近で法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
2. 使用者が本使用規程や管理者の指示に従わないとき。
3. 使用者が他の使用者に迷惑をかけ、本供養塔の維持管理上著しく妨げを及ぼしたとき。

第10条（免責事項）

天災・戦争など不可抗力による損害については、大林寺は一切責任を負わない。

第11条（本規程に定めのない事項）

本規程に定めのない事項については、法令の定めによるほか、必要に応じて管理者が規定する。

付則 本規程の施行は平成26年(2014年)12月1日からとする。